

「当選?! ラッキ〜!」・・・でも十分ご注意を

Q

10日程前に温泉付き娯楽施設に行ったら抽選会で呼び止められ、応募の結果、2等景品としてミネラルウォーターのサーバーレンタルが無料でできるという権利に当選。毎月ミネラルウォーターの代金だけで済み、お得だと思い契約したがよく考えるとスペースも必要でミネラルウォーターも市販のものに比べて高額である。しかも1年以内の解約には違約金も必要だ。契約を取り消したい。

(50歳代 男性)

A

今回の相談ではたまたま商品が発送される前の解約申し出だったので、センターの斡旋の結果、無条件で解約ができましたが、条件によっては解決が困難になります。当選商法とも呼ばれ、当選したのでとても得をしたような気分になりますが、それに付随して不要な物を買ってしまって後悔する事があるので注意が必要です。似たような商法でバスツアーがあります。無料バス旅行の行程に毛皮工場見学やアクセサリー工場見学があり、高額な毛皮を買わされた、必要ないのに真珠のネックレスを買わされた、という類の相談も少なくありません。

分からない事、困った事があればすぐに相楽消費生活センターにご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

(全国共通ナビダイヤル 0570-064-370 でもつながります。)

相談日 月～金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時～午後4時

住 所 木津川市木津上戸15相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩5分）
※土曜・日曜日は075-257-9002へ（電話のみ）

